

フレッツ接続サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="468 562 952 604">フレッツ接続サービス契約約款</p> <p data-bbox="575 1371 842 1413"><u>2022年4月18日</u></p> <p data-bbox="563 1518 854 1560">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1718 562 2202 604">フレッツ接続サービス契約約款</p> <p data-bbox="1825 1371 2092 1413"><u>2022年7月1日</u></p> <p data-bbox="1813 1518 2104 1560">株式会社 STNet</p>	

フレッツ接続サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>第4章 (最低利用期間) 第11条 フレッツ接続サービスには、料金表の定めるところにより最低利用期間があります。 2 フレッツ接続サービス契約者は、前項の期間内にフレッツ接続サービス契約の解約があった場合は、当社が定める期日までに料金表に規定する額を一括して支払っていただきます。 ただし、第18条(フレッツ接続サービスの提供ができなくなった場合の措置)第1項の規定によりフレッツ接続サービス契約が解約になるときは、この限りではありません</p>	<p>第4章 (最低利用期間) 第11条 フレッツ接続サービスには、料金表の定めるところにより最低利用期間があります。 2 フレッツ接続サービス契約者は、前項の期間内にフレッツ接続サービス契約の解約があった場合は、当社が定める期日までに料金表に規定する解約金を一括して支払っていただきます。 ただし、第18条(フレッツ接続サービスの提供ができなくなった場合の措置)第1項の規定によりフレッツ接続サービス契約が解約になるときは、この限りではありません。</p>	

フレッツ接続サービス契約約款 新旧対照表

旧		新		備考(変更理由)								
<p>料金表 第1表 料金</p> <p>第1 利用料金 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2)最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約等があった場合の料金の適用</td> <td> <p>ア フレッツ接続サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ 最低利用期間は3ヶ月間とします。</p> <p>ウ フレッツ接続サービス契約者は、前項の最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約があった場合は、第30条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、<u>残余の期間に対応する利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。以下この欄において同じとします。)</u>に相当する額を、一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。</p> <p>エ 当社は、ウの規定にかかわらず、当社の判断により、その解約等に要する額を減額して適用することがあります。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	(2)最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約等があった場合の料金の適用	<p>ア フレッツ接続サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ 最低利用期間は3ヶ月間とします。</p> <p>ウ フレッツ接続サービス契約者は、前項の最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約があった場合は、第30条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、<u>残余の期間に対応する利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。以下この欄において同じとします。)</u>に相当する額を、一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。</p> <p>エ 当社は、ウの規定にかかわらず、当社の判断により、その解約等に要する額を減額して適用することがあります。</p>	<p>料金表 第1表 料金</p> <p>第1 利用料金 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2)最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約等があった場合の料金の適用</td> <td> <p>ア フレッツ接続サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ 最低利用期間は3ヶ月間とします。</p> <p>ウ フレッツ接続サービス契約者は、前項の最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約があった場合は、第30条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、<u>フレッツ接続サービスの基本額に相当する解約金を、一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。</u></p> <p>エ 当社は、ウの規定にかかわらず、当社の判断により、その解約等に要する額を減額して適用することがあります。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	(2)最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約等があった場合の料金の適用	<p>ア フレッツ接続サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ 最低利用期間は3ヶ月間とします。</p> <p>ウ フレッツ接続サービス契約者は、前項の最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約があった場合は、第30条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、<u>フレッツ接続サービスの基本額に相当する解約金を、一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。</u></p> <p>エ 当社は、ウの規定にかかわらず、当社の判断により、その解約等に要する額を減額して適用することがあります。</p>	
区分	内容											
(2)最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約等があった場合の料金の適用	<p>ア フレッツ接続サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ 最低利用期間は3ヶ月間とします。</p> <p>ウ フレッツ接続サービス契約者は、前項の最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約があった場合は、第30条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、<u>残余の期間に対応する利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。以下この欄において同じとします。)</u>に相当する額を、一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。</p> <p>エ 当社は、ウの規定にかかわらず、当社の判断により、その解約等に要する額を減額して適用することがあります。</p>											
区分	内容											
(2)最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約等があった場合の料金の適用	<p>ア フレッツ接続サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ 最低利用期間は3ヶ月間とします。</p> <p>ウ フレッツ接続サービス契約者は、前項の最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約があった場合は、第30条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、<u>フレッツ接続サービスの基本額に相当する解約金を、一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。</u></p> <p>エ 当社は、ウの規定にかかわらず、当社の判断により、その解約等に要する額を減額して適用することがあります。</p>											

フレッツ接続サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>(実施期日)</u> 1 この改正約款は、2022年7月1日から実施します。</p>	